

赤字削減・解消計画について

1 赤字削減・解消計画の概要

(1) 赤字削減・解消計画の策定根拠

赤字削減・解消計画の策定は、平成 30 年 1 月 29 日に発出された「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について(厚生労働省保険局国民健康保険課長)」に基づき策定されている。

なお、繰上充用金解消計画は、「繰上充用金解消計画書に係る取扱要領(千葉県作成)」に基づき策定されている。

(2) 削減・解消すべき赤字の定義

削減・解消すべき赤字は、国民健康保険特別会計における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「繰上充用金の新規増加分」となる。

(3) 計画策定の対象となる市町村

計画を策定すべき市町村は、決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とする。なお、保険料率の改正等により、赤字の発生年度から翌々年度までに赤字の解消が確実に見込まれる場合には、計画の策定は不要とする。

2 国の方針

赤字解消の目標年次については、まずは、繰上充用分の計画的な解消を図り、目標を定める。次いで、一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努める。

また、新たな法定外繰入等を発生させない、法定外繰入等の額を増加させないように取り組むこととされている。

3 第 2 期千葉県国民健康保険運営方針

(1) 解消・削減すべき対象の赤字

「決算補填等目的の法定外繰入額」及び「繰上充用金」

(2) 解消・削減すべき理由

決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図る必要がある。

(3) 解消・削減方法

市町村は、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること等により、決算補填等目的の法定外繰入の解消・削減のための取組を行う。県は決算補填等目的の法定外繰入を行っている市町村に対し、現状確認や助言などを行うことにより支援する。

また、市町村は繰上充用を行わないよう努めるとともに、もし新たに行った場合には、発生した会計年度の翌年度内に計画を策定し、原則として発生した会計年度の翌々年度までに解消を図る。

4 計画策定市町村(令和7年度時点)

- (1) 平成30年度始期：5市（市川市、船橋市、成田市、佐倉市、浦安市）
- (2) 令和3年度始期：1市（流山市）
- (3) 令和6年度始期：1市（印西市）
- (4) 令和7年度始期：5市町（野田市、習志野市、我孫子市、鎌ケ谷市、睦沢町）

5 令和6年度における決算補填目的の法定外繰入の状況

- (1) 市町村数：13市町（うち計画策定数：12市町）
- (2) 補填目的
 - ・保険料(税)の負担緩和を図るため 12市
 - ・保険料収納不足のため 2市町

※ 補填目的を2つ挙げている市があるため、(1)の市町村数と(2)の合計値は合致しません。

6 法定外繰入等の解消に向けた取組事例(国資料から抜粋)

(1) 収納率向上・改善に向けた取組

税務担当部門との連携、臨戸徴収の実施、預貯金等照会による財産調査の効率化、クレジット決済・コンビニ収納・ペイジーなど収納方法の整備

(2) 保険料率に関する取組

県の示す標準保険料率に近い保険料率で賦課実施、保険料(税)引き上げを複数年で段階的に実施

(3) 給付費適正化に向けた取組

第三者行為求償事務の精度を高めるために2機関以上から交通

事故等による情報を受ける体制を構築

7 令和 8 年度保険者努力支援制度(法定外繰入の解消等)

評価指標、配点

(1) 令和 6 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合：60点

(2) 赤字の削減目標年次、削減予定額(率)及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、

- ・令和 6 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少

- ・解消予定年度が令和 7 年度及び令和 8 年度の場合であって、次の要件に該当している場合

①令和 6 年度の削減予定額(率)を達成している場合：15点

※計画初年度からの平均削減予定額(率)が 10%未満の場合は、達成していたとしても②とする。

②令和 6 年度の削減予定額(率)を達成していない場合

：△15点

(3) 赤字の削減目標年次、削減予定額(率)及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、

- ・令和 6 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少

- ・解消予定年度が令和 9 年度以降令和 17 年度以内の場合であって、次の要件に該当している場合

①令和 6 年度の削減予定額(率)を達成している場合：△5点

※計画初年度からの平均削減予定額(率)が 10%未満の場合は、達成していたとしても②とする。

②令和 6 年度の削減予定額(率)を達成していない場合

：△30点

(4) 赤字の削減目標年次、削減予定額(率)及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、

- ・令和 6 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入

等の金額が減少

- ・ 解消予定年度が令和 18 年度以降

の場合であって、次の要件に該当している場合

- ① 令和 6 年度の削減予定額（率）を達成している場合：△ 15 点

※計画初年度からの平均削減予定額 率 が 10% 未満の場合は、達成していたとしても②とする。

- ② 令和 6 年度の削減予定額（率）を達成していない場合：△ 40 点

- (5) 赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、令和 6 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少していない場合：△ 40 点

- (6) 令和 7 年度中に赤字削減・解消計画の見直しを行い、解消予定年度を繰り上げた場合（解消予定年度が令和 18 年度以降である市町村については、解消予定年度を令和 17 年度以前に見直した場合に限る。）：10 点